三朝町の定員管理等について

（１）部門別職員数の状況（平成21年４月１日現在）

三朝町の職員数は、三朝町職員定数条例（昭和28年三朝町条例第７号）で上限を定めています。
職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区　分		職　員　数				
部　門		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
一般行政部門	総　務	26人（Δ1）	29人（3）	29人（0）	27人（Δ2）	27人（0）
	税　務	5人（0）	5人（0）	5人（0）	6人（1）	5人（△1）
	民　生	27人（0）	28人（1）	27人（Δ1）	23人（△4）	22人（△1）
	衛　生	6人（0）	5人（△1）	6人（1）	6人（0）	6人（0）
	商　工	3人（1）	4人（1）	3人（Δ1）	2人（△1）	2人（0）
	労　働	－	－	－	－	－
	農林水産	10人（Δ1）	8人（△2）	8人（0）	7人（Δ1）	7人（0）
	土　木	4人（Δ2）	3人（△1）	3人（0）	4人（1）	3人（△1）
	議　会	2人（0）	2人（0）	2人（0）	2人（0）	2人（0）
	計	83人（Δ3）	84人（1）	83人（Δ1）	77人（Δ6）	74人（Δ3）
特別行政部門	教　育	22人（3）	19人（Δ3）	15人（Δ4）	16人（1）	16人（0）
	警　察	－	－	－	－	－
	計	22人（3）	19人（Δ3）	15人（Δ4）	16人（1）	16人（0）
普通会計　計		105人（0）	103人（△2）	98人（Δ5）	93人（△5）	90人（△3）
公営企業会計部門等	水　道	6人（1）	6人（0）	6人（0）	6人（0）	6人（0）
	下水道	0人（Δ2）	0人（0）	0人（0）	0人（0）	0人（0）
	国保事業	3人（0）	3人（0）	3人（0）	3人（0）	3人（0）
	介護事業	1人（0）	1人（0）	1人（0）	1人（0）	2人（1）
	後期高齢者医療	－	－	－	2人（2）	2人（0）
	国民宿舎事業	14人（Δ5）	13人（Δ1）	10人（Δ3）	8人（Δ2）	7人（Δ1）
	計	24人（Δ6）	23人（Δ1）	20人（Δ3）	20人（0）	20人（0）
合　計		129人（Δ6）	126人（△3）	118人（Δ8）	113人（Δ5）	110人（Δ3）
［条例定数］		［135］	［135］	［135］	［135］	［125］

（注）　１　職員数は一般職に属する職員数であり、三朝町職員の身分を有する派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。
　　２　教育長は一般職に含めます。

（２）部門別職員数の増減状況と主な増減理由（平成21年４月１日現在）

部門別職員数の主な増減理由は以下のとおりです。

部　門		増減	主な増減理由
一般行政部門	総　務	0	
	税　務	△ 1	事務の統廃合縮小に伴う減員（△1）
	民　生	△ 1	保育所保育士の退職不補充（△1）
	衛　生	0	
	商　工	0	
	労　働	0	
	農林水産	0	
	土　木	△ 1	事務の統廃合縮小に伴う減員（△1）
	議　会	0	
	計	△ 3	
特別行政部門	教　育	0	
	警　察	－	
	計	0	
普通会計計		△ 3	
公営企業会計部門等	水　道	0	
	下水道	0	
	国保	0	
	介護	1	介護保険事業部門充実を図るため職員増員（１）
	後期高齢者医療	0	
	国民宿舎	△ 1	国民宿舎事業の経営改善を図るため職員を減員（△ 1）
	計	0	
合　計		△ 3	

（３）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成15年度の職員数120人に対し、平成16年度から10年間で20%（24人）削減。（国民宿舎事業を除く。）
この計画中の特定年次計画・三朝町定員適正化計画の目標数値は、次のとおり。

三朝町定員適正化計画（平成１７年４月１日から平成２２年４月１日まで）

事業名	数値目標					
	H17.4.1 職 員 数	H18.4.1 職 員 数	H19.4.1 職 員 数	H20.4.1 職 員 数	H21.4.1 職 員 数	H22.4.1 職 員 数
総数	129	126	126	124	122	119
うち公営企業	20	19	18	18	17	17
うち水道事業	6	6	6	6	6	6
うち国民宿舎事業	14	13	12	12	11	11